

平成 14 年度

税制改正要望書

決議及び基本事項

財団法人 全国法人会総連合

税制改革に関する決議

歴史的変革期のなかで、政府は、ようやく聖域なき構造改革に踏み出した。改革の具体的な施策は必ずしも明確ではないが、行政、財政、社会保障、地方制度、その他、あらゆる分野で改革を推進し、日本経済を再生しようとしている姿勢は高く評価できる。

かねてから構造改革なしには現在の閉塞的状况を克服することはできない、と主張してきた法人会は、聖域なき構造改革の速やかなる実施を強く要望する。構造改革によってのみ、財政再建の道筋が定まり安易な税負担の増加を抑制し経済を活性化できる、と考えるからである。

行財政改革で納税者が特に強く希求しているのは、国と地方とを通じた議会と行政の全分野にわたる改革の実行である。構造改革を断行するという公約に反し、行財政の効率化を先送りすることを、納税者として認めるわけにはいかない。もちろん具体的な構造改革の推進に当たっては景気とりわけ地域経済を支え、常に経営改革に取り組んでいる中小企業に十分に配慮すべきである。

聖域なき構造改革では、当然のことながら税制改革こそが大きな柱になる。公平、中立、簡素の租税原則によって、広く薄く国民全体で公共サービスの対価を負担する税制を確立するために、このさい、所得、消費、資産への適切な課税、すなわち税収の直間比率の是正を行い、21世紀経済社会に対応する必要がある。

よき経営者の集いを目指し、長年にわたり納税意識の高揚と税務知識の普及に尽くしてきた法人会は、税のオピニオンリーダーであると自負し、全国125万会員の総意として以上、決議する。

平成13年9月17日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会

税制改正に関する要望

総論 租税政策の基本的課題

小泉内閣が聖域なき構造改革に着手したのを機会に、活力ある21世紀日本の創造を目指し、かつ企業経営、とりわけ中小企業が直面している厳しい事態にも配慮し、税制面でも積極的に対応するよう強く要望する。

第一 構造改革の推進と中小企業

日本経済は21世紀の初年という歴史的節目の年を迎えながら、なお閉塞的状況から抜け出せないでいる。この難局を打開し日本経済を再生するため、聖域なき構造改革の政策が踏み出されたが、このうえは不返転の決意で諸改革を断行すべきである。

改革が実行される過程では国民生活、さらには企業経営など、あらゆる面で多くの痛みが生じることは避けられないとしても、改革によって大きな打撃を受ける分野、とくに中小企業経営などに対しては摩擦を最小限にとどめるための施策をとる必要がある。そのような政策的配慮を行うことは、必ずや構造改革の推進に寄与するはずである。

中小企業は、雇用をはじめとする社会的貢献等によって、長く地域経済の担い手の役割を果たしてきた。常に経営改革に取り組んでいる中小企業が、それぞれの分野で活力ある生き生きした経営を持続できる環境を整備しない限り、21世紀日本の明るい展望は拓けないと考える。

第二 行財政改革と財政再建

聖域なき構造改革の基本的方向は、先に経済財政諮問会議が決定した経済財政運営の基本方針によって明示されているが、日本経済再生のため、これらの諸課題、とりわけ喫緊の問題として行財政改革を真摯に推進し、速やかに財政再建の道筋をつけるべきである。

財政再建のために、将来的には国民負担は増えざるをえないが、まずなによ

りも行財政改革を断行し、公的支出を大胆に縮減しなければならない。具体的には道路整備費はじめ特定財源制度の見直し、補助金の整理さらに民営化も含めた特殊法人の改革、公務員制度その他、全分野にわたる支出削減を行う必要がある。また国公有財産の活用や政府規制緩和による民間部門の機能も財政収支改善に寄与させるべきである。

第三 地方制度と地方財政の改革

21世紀を迎え、いよいよ地方制度も抜本的改革を行うときがきた。経済財政諮問会議は地方改革について、個性ある自立した地方自治を確立することであるとしているが、そのためには、まず国は地方に過度に干渉することなく、他方、地方は国に過度に依存しないですむ制度をつくるための改革を断行する必要がある。

地方制度改革にとって最も重要なのは地方自治体行政、あえて指摘すれば地方財政を効率化することである。そのためには、広域行政とくに市町村合併、さらに議員定数、職員給与等の見直しを積極的に行わなければならない。また基準財政需要制度について洗い直し、地方交付税交付金、国庫補助金についても大胆な整理・削減をはかるべきである。

地方交付税と国庫補助金の見直しは、地方自治体の自主財源強化の問題を浮上させることになる。そのさい国と地方の財源調整も検討課題となるだろう。ただし、自主と自立を理由に地方自治体が安易な課税強化を行うことについては、地域の納税者の関心が極めて高い事実を十分に留意し、慎重に検討することが必要である。

第四 少子・高齢化など構造変化への対応

21世紀日本の最重要課題の一つに、少子・高齢化社会の進行への対応がある。破綻的財政事情のもとで、最大の公的支出が行われている社会保障給付は、今後も急増するからである。現状のまま推移すると、福祉制度は財政面で行き詰まるばかりか、負担と受益の関係が不公平なものとなり、ひいては制度そのものが壊れるに違いない。

したがって、社会保障制度の根幹である年金、医療、介護の三分野にわたる制度的改革に取り組む必要がある。その場合、自助と自律の理念に沿って、公的制度に過度に依存することなく、自助努力が反映する制度を確立しなければならない。また女性や高齢者の社会参加や介護と子育て等を社会全体で支える体制を整備、さらには年金課税の見直しなど税制面でも積極的に対応することが肝要である。

第五 21世紀日本の税制構築

主要国で最悪といわれている破綻状態の財政事情、さらには急増し続ける社会保障関係費と国債費等を考えると、わが国の国民負担率は今後、趨勢的に上がらざるをえない。しかし、聖域なき構造改革を目指す政策理念からすれば、将来とも国民負担率を50%以下にとどめる必要がある。そのためには国、地方とも大胆な行財政改革を断行し、歳出の縮減と合理化を進めるほかに道はない。

そのうえで租税政策では、努力した人ほど報われるとの考え方で、国際化時代に対応する税制改革を進める必要がある。すなわち従来にもまして所得、消費、資産の課税源に対し均衡のとれた課税を行うべきである。その場合、わが国の税収構造等の現状を考慮すると、消費課税を充実するなど直間比率の一層の是正を行わなければならない。

また、すべての税制にわたり課税ベースを見直し、広く薄く国民全体が公共サービスの対価を負担する税制づくりに努めなければならない。このような税制改革は、必ずや公平・中立・簡素という課税原則に沿った租税政策、さらには納税は国民の義務であるという理念の具現に寄与するはずである。また、民間活力による日本経済の再生に役立ち、ひいては21世紀日本を豊かで安心できる社会とする道にもつながるはずである。

各 論 当面の改正要望

聖域なき構造改革の断行という政治や行政の大転換期のなかで公平・中立・簡素な税制を確立、併せて民間主導による経済再生を実現するために、以下の各項目についての税制改正を行うよう要望する。

第一 法人税制について

わが国の経済社会を支えているのは法人企業である事実を正しく認識、とりわけ中小企業の役割と厳しい経営環境等にも十分配慮し、次の通り法人税制を見直す。

1. 同族会社の留保金課税の廃止

同族会社への留保金課税は、個人事業者との課税の均衡をはかるために設けられていると説明されてきた。しかし、この制度は会社制度の本質についての理解を欠いており、かつ中小企業の資本蓄積を税によって妨げている。また大企業と中小企業との課税の扱いが不公平となっている。さらに個人所得課税の数次にわたる減税、中小企業の自助努力への政策的支援が行われている事実などを考えると不合理な課税といわざるをえない。速やかに廃止すべきである。なお、直ちに廃止することが困難な場合には経過措置として、留保所得の控除額を大幅に引き上げ、かつ繰越欠損金の補填に充てた所得については留保金課税を行わないこととする。

2. 中小企業課税の見直し

中小法人等には現在、年間所得が800万円以下の金額に対し22%の軽減税率が適用されているが、これは昭和56年以来、20年間も据え置かれている。この間の物価上昇や企業の売上高あるいは所得の増加、さらには個人所得課税の軽減等の事情を考慮すると実情に合わない。このため軽減税率適用所得金額を少なくとも1500万円程度に引き上げる。

3. 役員報酬および賞与の取り扱い

過大な役員報酬および賞与は利益処分としての性格を有するとして、損金算入扱いにならない。しかしながら近年、雇用形態や給与体系が大きく変化し、とくに賞金は年功序列型から能率給型へと急速に移行している。さらに利益に比例して役員報酬を支給する企業が増えている。こうした事情を考慮し、役員報酬および賞与に関する課税を現実に即した措置に改める。

4. 課税ベースの見直し

法人課税制度を企業経営の実態に即し、適切な是正措置を講ずる。

(1) 交際費について

欧米各国では、用途等については厳しい制限を設けているものの、原則として損金扱いとしている。わが国も法人税法本則では欧米と同じ考え方を採用しているが、実際には租税特別措置で原則課税扱いとしている。ただし、中小企業についてのみ若干額の損金扱いを認めているが、これを企業規模に関係なく一定の損金算入を認める制度に改める。

(2) 減価償却について

最近の技術革新の加速化、国際的なIT革命の急進、そしてなによりも一層の効率化を求められている企業経営などの事情や現実の耐用年数に配慮し、欧米の制度も参考に建物、機械・装置等について償却期間の短縮をはじめ制度の改善をはかる。併せて適用機械の分類を簡明化し、残存価額制度は可及的速やかに廃止する。

(3) 租税特別措置について

経済政策や社会政策などの政策的配慮により租税特別措置が設けられているが、税のあるべき姿から考えると廃止し、基本税率を下げるのが筋である。とくに政策目的を達したと思われる制度は速やかに本則に戻す必要がある。ただし新産業育成など、経済活性化に寄与するベンチャ

一企業等を支援する措置については、今後とも積極的に活用する。

5. 株式配当に関する二重課税の是正

わが国の税法では株式配当について、若干の調整をしているものの法人段階では法人税を、個人段階では所得税を課税している。企業の資金調達が多様化、とくに最近株主重視の経営が求められている事情などに配慮し、諸外国の事例なども参考に、この二重課税の排除措置をとる。

6. 連結納税制度の導入等

経済の国際化の進展、事業持株会社の全面的な解禁、時価会計と連結決算の導入などに対応し連結納税制度の導入をはかる。ただし商法や企業会計原則との関連、軽減税率が適用されている中小企業への配慮、租税回避の防止措置などについて十分な検討を行うこととする。

他方、ここ数年来、国内と国外とを問わず電子商取引が普及している事実に関連し、税制および税務執行の面で国際的にも調和のとれた公平かつ簡素な課税の実現をはかる。

第二 個人所得課税について

個人所得課税についても、公平・中立・簡素な税制づくりの見地から課税ベースを拡大して広く多くの国民が税を負担する税制の構築を目指し、以下のような見直しを積極的に推し進める。

1. 課税最低限と税率構造の是正

わが国の個人所得課税は、主要国の個人所得課税と対比して、課税最低限が高く税収に占める負担割合も少ない。他方で、短期的な景気対策としての趣旨で行った定率減税が恒久化されている。このため受益と負担の関係からも歪みがあると指摘されており、課税最低限を下げるとともに税率構造の一層の比例化をはかり、定率減税を制度減税に改める必要がある。

2. 諸控除制度の見直し

わが国では、所得課税に当たり主として政策的配慮によって、さまざまな人的控除などを設けている。この結果、課税ベースが侵食され課税最低限を高くしすぎている。このさい制度創設の意義が薄れた勤労学生控除、保険料控除などを整理し、給与所得控除も見直すときにきている。また女性の社会進出の問題に留意し、配偶者特別控除の廃止も検討すべきである。

3. 年金課税制度の改革

高齢化の進行、福祉関係給付の増大、財政収支の悪化等の事情からみて今後、わが国の社会保障制度は、一層の自助努力化を行わざるをえない。この改革に関連し、新しく確定拠出年金制度が設けられたが、このさい個人年金の拠出段階での控除額を引き上げ、適用条件を緩和する必要がある。

他方、高齢者への公的年金の給付金については、給与所得と比較して課税最低限が高すぎる、と指摘されている。働く世代の税負担との公平化をはかるためにも公的年金控除を見直すべきである。

4. 資産性所得課税の扱い

金融資産の活用、ひいては金融市場の改革という視点で株式譲渡益課税の是正が提起されているが、利子所得課税の実情も考慮して現行26%の申告分離課税の税率を20%程度に引き下げるべきである。併せて譲渡損失については繰越控除の制度を検討する。

5. 納税者番号制度の整備

税負担の公平化、税務執行の効率化と公正化、金融取引の国際化と電子商取引の普及などの事情からみて納税者番号制度を導入する時期が来ている。そのさい徴税コストと納税コストの軽減などの問題に留意し、住民基本台帳番号制度の活用も考える。

ただし、制度の創設に当たっては維持コスト、プライバシー関係情報の流出防止、金融はじめ経済活動への影響などに十分配慮する必要がある。

6. その他の課題

少子・高齢化社会の急進展にともない、例えば扶養控除の見直しなど税制面での対応を求める意見がある。少子化対策の重要性は認めるが、この問題は育児手当や保育サービスなど総合的な施策、さらには課税単位の問題等と併せ検討すべき課題と考える。

他方、かねてから役員や従業員に対する過大な経済的利益、すなわちFRINGE BENEFITについて課税の適正化が求められてきた。課税ベースを広げて税負担を公平化するという視点で適切に措置する。

第三 相続税制について

高い経済成長を期待することが難しくなり、国民所得の増加も鈍化しているなかで、国民の資産形成を考えるうえで相続税への関心が高まっている。とくに中小企業の円滑な事業承継をはかることは地域経済活性化のためにも不可欠であり、所要の改正を行う。

1. 相続税の減税

わが国の相続税収は、欧米諸国と比較して、税収に占める割合がかなり高い。また累進構造が厳しく、最高税率も高い。事業者の働く意欲を阻害することなく、国民の資産形成に役立てるためにも、主要国の事例も参考に相続税の最高税率を大幅に引き下げ、税率構造を緩和する。

2. 事業承継税制の整備

中小企業が雇用その他の面で、日本経済の発展と安定とに寄与してきた事実を正しく評価し、この数年来とくに廃業者が開業者を大きく上回っている事情なども考慮し、事業承継が円滑に行われる税制を整備する。具体的には取引相場のない株式評価について一層の改善を行い、バブル期に制定された会社規模の判定基準等を見直すこととする。また、取引相場のない株式に係る相続については、現在の延納制度とは別に一定期間、納税が延期ができる特別な延納制度の創設を検討する。

3. 延納利子税等の見直し

相続税および贈与税については、納付税額が10万円を超えるなど一定の条件を満たす場合、年賦による延納が認められている。そのさい利子税を納めることとなるが、現在の利子税率は金融経済の実情からみて高すぎるので、現在の金利水準などを参考に一層の引き下げを行う。

4. 贈与税の見直し

平成13年度改正で基礎控除額の引き上げが行われたが、相続税と同様に最高税率や累進構造の見直しを行う。

第四 消費税制について

国・地方とも巨額の長期債務を抱えており公債費が膨らんでいる。また少子・高齢化の進行などによる福祉関係費が急増している。さらに財政再建が喫緊の課題となっている。こうした事情を考えると、日本の税制の現状、とりわけ広く公平に税負担を求めるべきであるとの理念に照らし合わせ、消費課税を充実し税構造の直間比率の是正を進める必要がある。

しかしながら、このような国民負担の増加を求める前に、まずなによりも政府は財政その他、すべてについて聖域なき構造改革を強力に推進し、財政支出の削減と効率化を実現しなければならない。また将来的にやむをえず消費税率を引き上げるときには、景気情勢や経済活動への影響などを十分に配慮し、税率引き上げに当たっては段階的に行うこととする。

現在の消費税については、創設当初から多くの問題点が指摘されており、3000万円と定められている免税点、および2億円以下の簡易課税適用売上高などの不合理な制度は、大幅に引き下げる必要がある。また仕入れ控除については信頼性と透明性の確保、さらには納税コストや電子商取引などとの関連で、EU諸国が採用しているインボイス制度を参考に多角的な検討を行う。

他方、消費税に根ざす預り金的な性格、消費者利益の保護などの視点に立って、消費税の滞納を未然に防止するための制度と執行面の見直しを行い、EU各国の制度にならい総額表示方式の採用を検討する。

第五 地方税制について

聖域なき構造改革という国民的課題を考えると、地方税制の改革とて例外ではありえない。いやむしろ、地方制度と地方財政制度とを大胆に改革し、地方行政の効率化をはかるべきである、との国民世論が高まっており、地方税の見直しが大きな課題となっている。地域住民、とりわけ納税者に信頼される地方税制をつくるために、当面、次の諸項目については是正を求めたい。

1. 事業税制度の是正

事業税、とくに法人事業税の改革に当たっては、地方行政費は広く地域全体が負担すべきであるという応益負担の考え方に立って、現行法人事業税の廃止または大幅減税とあわせ外形課税化を検討する必要がある。ただし実際に外形課税を創設するときには、景気情勢や中小企業への影響、さらには法人事業と個人事業との関係、税務執行などの問題を慎重に検討する。

外形課税化については総務省を中心に具体策が検討されているが、先に試案として提示された加算法の所得型付加価値税は業種間・地域間の格差が大きく国境税の調整、地方消費税との関連から考えてみても問題点が多く受け入れ難い。あえて提案すれば法人住民税均等割の拡充、地方消費税の活用などが考えられるが、この場合も現行税制の代替財源としてではなく、応益負担としての適正水準の税負担にとどめるべきである。

2. 事業所税の廃止

特定都市等で課税されている事業所税は、課税対象からみて固定資産税と二重課税をしているという性格が強い。また課税主体が一部地域に偏在し、公平な課税という原則からみて問題があり、廃止するのが適切である。

3. 個人住民税の見直し

所得税の改革の項で提起したが、住民税も課税最低限が高すぎ、かつ均等割負担が軽すぎる等の問題がある。税率構造の見直し等と併せ中堅所得層の負担を軽減する方向で積極的な見直しをはかるべきである。

4. 固定資産税等の改革

(1) 固定資産税の改革

固定資産税、とくに土地については10年近い地価下落にもかかわらず、負担調整という名のもと、一部の地域を除き実質増税が行われており、課税の基礎となる評価額が実際の取引価格を上回る事例が多い。この不適切な課税は、現在の評価額の算定方式に問題があるからで、かつて実施していた収益還元価格で評価する制度に早急に改め、土地、家屋、償却資産に関する税率を見直す。

(2) 土地税制の見直し

地価の下落が景気や企業経営、とくに不良債権の処理を困難にし、経済再生をも遅らせている事実を考え、特別土地保有税をはじめ国税と地方税にかかわる土地の保有と取引に係る課税を軽減し、土地取引の流動化をはかる特別措置を検討すべきである。

5. 超過課税の廃止

地域の財政需要が大きい、さらに特定の助成事業を行っている、等の理由で、現在、全国で約1700の地方団体が超過課税を実施している。本来は臨時的性格の課税であるにもかかわらず、課税当局は当然の権利視して恒久化し、しかも必ずしも納税者に対する十分な説明が行われていない。このような税は不公平な課税というべきであり、速やかに廃止する。

6. 申告納税制度の合理化

租税原則、とくに税制の簡素化によって納税コストと徴税コストを軽減し、かつ納税者の一層の利便を図ることとする。具体的には地方消費税の執行を参考に、国税と課税対象を同じくする道府県民税と市町村民税の全般について申告および納税の手続きを合理化する。とくに固定資産税にかかわる償却資産の評価にさいし、賦課期日を含めて国税の減価償却資産と連動させる。

第六 環境税制について

地球温暖化の問題を始め、海洋汚染、有害廃棄物など地球環境を守るための対策が、21世紀の全人類的な課題として浮上している。すでに京都議定書にみられるように、主要国による国際的な環境対策の枠組みも動き出している。このような動きは当然、税制面での積極的な対応も求めている。

いわゆる環境税は、オランダやデンマーク等で炭素税の形で導入されているが、わが国では環境省が構想を発表しているものの、関係者や有識者の考え方も異なっているなどして、検討段階にとどまっている。しかしながら国内外の大勢は、税制を通じて例えば二酸化炭素の排出を抑制する、あるいは排出削減を誘導するという方向で検討が行われている。

このため現在の石油税、揮発油税や特定財源制度の問題を含めて、環境対策を視野に総合的な検討を進め国民的合意の形成に努めなければならない。その場合、環境対策の重要性と複雑性、さらには国際性等をも考え、いわゆるゴミ対策などは別として、特定の自治体が財源調達的手段として環境税を創設することは避けるべきである。

【付記＝個別事項について】

別に提出する個別事項についても、基本事項と併せて改正を行うよう、とくに付記する。